

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

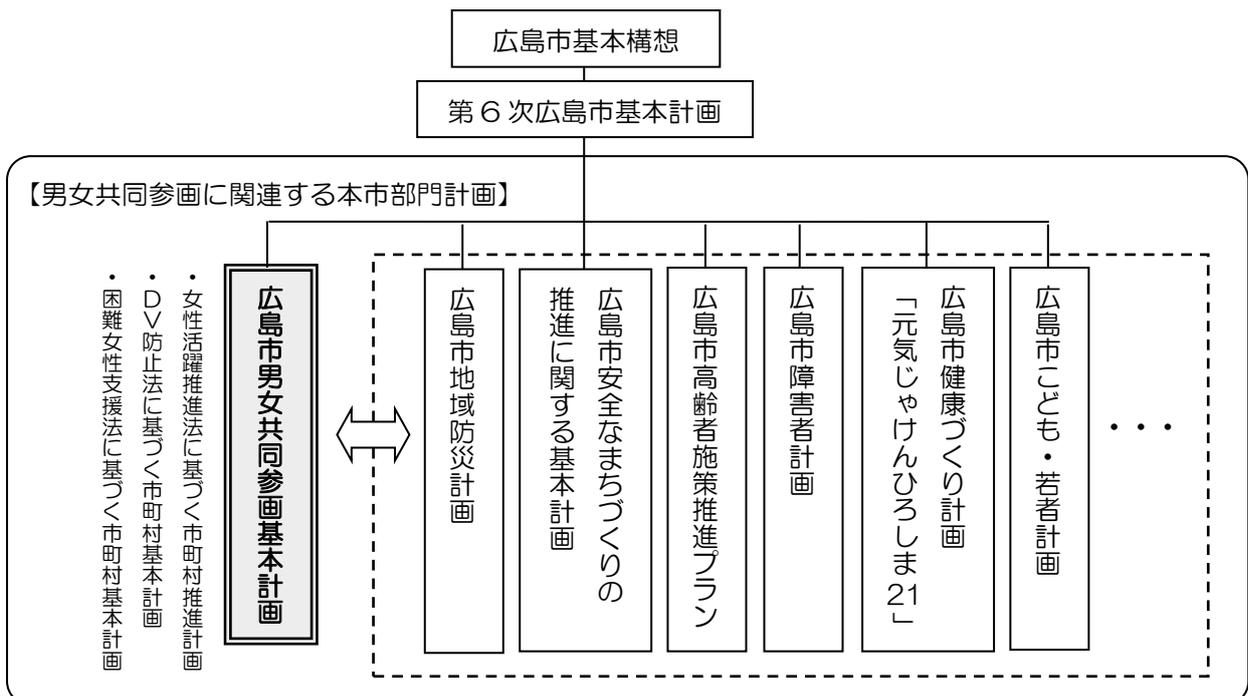
「第4次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）は、「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、性別による差別がなく、男女が対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 基本理念<br>(条例抜粋) | 1 男女の人権尊重                 |
|                | 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮 |
|                | 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画  |
|                | 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立     |
|                | 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重  |
|                | 6 国際社会の動向への留意             |

## 2 計画の位置付け

第4次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び条例第8条に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



### 3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を計画期間とします。

### 4 男女共同参画を取り巻く状況

#### (1) 社会情勢の変化

##### 少子高齢化による労働人口の減少と女性の就労を取り巻く状況

少子高齢化により労働人口が減少する中、働くことを希望する女性が、その個性と能力を納得した上で十分に発揮できる環境の整備が求められています。女性の就労について見ると、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」については解消傾向に向かいつつあります。しかし、その雇用形態を見ると、出産を契機に女性が非正規雇用化する「L字カーブ」という問題があります。非正規雇用については、多様な働き方の選択肢の一つとしての積極的な意義もある一方、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっていると考えられています。

##### 自然災害の激甚化・頻発化の影響

昨今、自然災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、南海トラフ巨大地震などの大地震や豪雨などによる災害の発生が懸念されています。災害発生時には、女性や子ども、高齢者、障害者などが災害弱者となりやすく、被災者の多様なニーズに適切に対応することが重要であり、令和6年(2024年)の能登半島地震においても、男女共同参画の視点による防災・復興対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

#### (2) 国の法改正等の動向

##### 男女共同参画の推進に関する法律の制定・改正等

国においては、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っています。これらの取組は、単に女性の権利向上にとどまらず、社会全体の持続可能性や経済成長、地域活性化にもつながるものとして位置づけられています。

##### ア 政治・行政分野における取組

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3年(2021年)6月に改正され、政党や政治団体の自主的な取組の促進や国・地方公共団体の施策が強化されました。また、政治活動におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止と解決に向けた施策を明記し、女性が安心して政治活動に参加できる環境づくりを支援することなどが示されました。

## イ 働く場や家庭生活等との両立における取組

令和7年（2025年）6月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者の数が101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化されることとなりました（令和8年（2026年）4月施行）。また、月経、不妊治療、更年期などに伴う女性特有の健康課題について、職場での理解増進や配慮等が行われるよう、事業主による積極的な取組を促していくことが示されました。

令和6年（2024年）5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」及び「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」が改正され、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認が義務化されました。

## ウ 困難な問題を抱える女性に関する取組

令和6年（2024年）4月に「困難女性支援法」が新たに施行され、従来の「売春防止法」に基づく婦人保護施策の枠組みを抜本的に見直し、困難な問題を抱える女性に対して多様な支援を包括的かつ継続的に提供する体制を整備することが示されました。

## エ 性犯罪・性暴力における取組

令和5年（2023年）3月に策定された「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」は、令和2年（2020年）からの「集中強化期間」の成果と課題を踏まえ、令和7年度（2025年度）までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置づけて取り組むものです。また、令和5年（2023年）6月に「刑法」が改正され、同意がない性行為は犯罪になることが明確化されるとともに、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間が延長されるなど、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化されました。

## オ DV対策における取組

令和5年（2023年）5月の「DV防止法」の改正において、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化などにより、申し立てができる被害者に「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」が追加されたほか、保護命令の種類の大拡充や接近禁止命令の有効期間の伸長などが定められました。

## 第6次男女共同参画基本計画の策定

国は、令和8年（2026年）3月に「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和12年度（2030年度）まで、以下の四つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(参考) 第4次基本計画に関連するSDGs

|   |   |
|---|---|
|    | <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>   |
|    | <p>3 全ての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>  |
|    | <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>   |
|    | <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p>  |
|   | <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>                |
|  | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>  |
|  | <p>16 平和と公正を全ての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
|  | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>                                |

## 5 第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況（令和6年度時点）

第3次広島市男女共同参画基本計画（令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)）では、五つの基本方針を定め、各施策の推進に取り組みました。基本方針ごとの施策の指標の達成状況（令和6年度時点）は、次のとおりです。

### ➤ 基本方針1：あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

| 指 標  | 実績                   |                      | 目標<br>(R7年度)         | 達成状況 |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|------|
|  | 計画策定時<br>(R2年度)      | 現状<br>(R6年度)         |                      |      |
| 審議会委員における女性の割合を増やす<br>(データ出典：男女共同参画課)                | 29.3%                | 32.1%                | 40.0%                | ○    |
| 女性委員がない審議会をなくす<br>( " : 男女共同参画課)                     | 2 審議会                | 0 審議会                | 0 審議会                | ◎    |
| 市職員の管理職における女性の割合を増やす<br>( " : 人事課)                   | 15.1%                | 19.0%                | 21.0%以上              | ○    |
| 市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす<br>( " : 教職員課)               | 校長：26.0%<br>教頭：41.2% | 校長：38.6%<br>教頭：41.0% | 校長：30.0%<br>教頭：40.0% | ◎    |
| 女性地域防災リーダーの割合を増やす<br>( " : 災害予防課)                    | 17.6%                | 23.3%                | 20.0%                | ◎    |
| 消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす<br>( " : 消防団室) | 24人                  | 26人                  | 27人                  | ○    |

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

### ➤ 基本方針2：働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

| 指 標  | 実績              |              | 目標<br>(R7年度) | 達成状況 |
|--|-----------------|--------------|--------------|------|
|  | 計画策定時<br>(R2年度) | 現状<br>(R6年度) |              |      |
| 民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす<br>(データ出典：広島県職場環境実態調査)                            | 14.2%           | 11.5%        | 18.0%        | ×    |
| 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす<br>( " : 広島労働局雇用環境・均等室)    | 101社            | 493社         | 500社         | ○    |
| 民間企業における男性の育児休業取得率を上げる<br>( " : 広島県職場環境実態調査)   | 22.2%           | 56.2%        | 30.0%        | ◎    |
| 男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす<br>(広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)<br>( " : 男女共同参画課)                | 65社             | 77社          | 75社          | ◎    |
| 働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす<br>( " : 広島市市民意識調査)                                      | 52.5%           | 54.2%        | 52.5%以上      | ◎    |
| 男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす<br>(年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)<br>( " : 広島市市民意識調査) | 53分             | 50分          | 53分以上        | ×    |

|  |       |                                     |   |      |
|--|-------|-------------------------------------|---|------|
| 市の男性職員の育児休業取得率を上げる<br>市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、<br>人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、<br>議会事務局<br>その他局：消防局、水道局、教育委員会<br>( " : 給与課) | 15.9% | 市長事務部局等:<br>68.6%<br>その他局:<br>41.4% | 市長事務部局等:<br>85.0%以上<br>その他局:<br>50.0%以上 | ○    |
| 保育園等入園待機児童の解消を図る<br>( " : 幼保給付課)   | 11人   | 0人                                  | 0人                                      | ◎    |
| 放課後児童クラブ待機児童の解消を図る<br>( " : 放課後対策課)  | 40人   | 47人                                 | 0人                                      | ×    |
| 女性(25歳~44歳)の就業率を高める<br>( " : 総務省「国勢調査」)  | 76.2% | 76.2%<br>(R2年度)                     | 82.0%                                   | - ※1 |
| 「家族経営協定」締結農家数を増やす<br>( " : 農政課)  | 45戸   | 52戸                                 | 50戸                                     | ◎    |

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善(計画策定時の実績を上回る)」「×：低下(計画策定時の実績を下回る)」

※1：「女性(25歳~44歳)の就業率を高める」については、データ出典元である「国勢調査」が5年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

### ➤ 基本方針3：安心して暮らせる社会の実現

| 指 標   | 実績                                     |                                       | 目標<br>(R7年度)                | 達成状況 |
|---|--|---------------------------------------|-----------------------------|------|
|   | 計画策定時<br>(R2年度)                        | 現状<br>(R6年度)                          |                             |      |
| 経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす<br>(高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)<br>(データ出典：こども青少年支援部) | 49.8%                                  | 50.72%                                | 51.38%                      | ○    |
| 「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす<br>( " : 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査)  | 46.7%<br>(H31年度)                       | 64.6%                                 | 46.7%以上                     | ◎    |
| がん検診の受診率を上げる<br>( " : 厚生労働省「国民生活基礎調査」)  | 子宮がん:<br>44.4%<br>乳がん:44.8%<br>(H31年度) | 子宮がん:<br>43.0%<br>乳がん:45.4%<br>(R4年度) | 子宮がん:<br>50.0%<br>乳がん:50.0% | - ※1 |

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善(計画策定時の実績を上回る)」「×：低下(計画策定時の実績を下回る)」

※1：「がん検診の受診率を上げる」については、データ出典元である厚生労働省「国民生活基礎調査」が3年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

### ➤ 基本方針4：女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

| 指 標   | 実績                   |                      | 目標<br>(R7年度)                     | 達成状況 |
|---|----------------------|----------------------|----------------------------------|------|
|   | 計画策定時<br>(R2年度)      | 現状<br>(R6年度)         |                                  |      |
| DV被害を受けた人のうち、だれ(どこ)にも相談しなかった人の割合を減らす<br>(データ出典：広島市市民意識調査) | 29.0%                | 34.8%                | 29.0%以下                          | ×    |
| DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす<br>( " : 広島市市民意識調査)                 | 女性:58.1%<br>男性:52.3% | 女性:49.5%<br>男性:45.2% | 女性:<br>58.1%以上<br>男性:<br>52.3%以上 | ×    |
| 過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす<br>( " : 広島市市民意識調査)             | 3.8%                 | 4.1%                 | 3.8%以下                           | ×    |

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善(計画策定時の実績を上回る)」「×：低下(計画策定時の実績を下回る)」

➤ 基本方針 5 : 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

| 指 標   | 実績                   |                      | 目標<br>(R7 年度)                    | 達成状況         |
|---|----------------------|----------------------|----------------------------------|--------------|
|   | 計画策定時<br>(R2 年度)     | 現状<br>(R6 年度)        |                                  |              |
| 社会全体でみた場合の男女の地位が平等に感じている男女それぞれの割合を増やす<br>(データ出典：広島市市民意識調査)      | 女性：7.7%<br>男性：17.4%  | 女性：8.6%<br>男性：14.7%  | 女性：<br>7.7%以上<br>男性：<br>17.4%以上  | 女性：◎<br>男性：× |
| 固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす<br>( " : 広島市市民意識調査)              | 女性：74.6%<br>男性：64.1% | 女性：76.7%<br>男性：63.2% | 女性：<br>74.6%以上<br>男性：<br>64.1%以上 | 女性：◎<br>男性：× |
| 全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす<br>( " : 広島市市民意識調査) | 73.6%                | 75.0%                | 73.6 以上                          | ◎            |

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

## 6 計画の基本方針

第4次基本計画では、5年間で重点的に取り組むための五つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 基本方針 | 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大 |
|      | 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立   |
|      | 3 安心して暮らせる社会の実現                    |
|      | 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援      |
|      | 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成                |

## 国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性をはぐくむまち

## 男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、  
企業等の連携・協働  
による取組

### 第4次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

### 【広島市男女共同参画条例】

(前文)

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

(基本理念)

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意